

令和8年度 奈良県高校生等奨学給付金(早期申請) 給付区分確認シート

- 平成26年度以降に高等学校等に入学しています。
 - 保護者等は、奈良県に住んでいます。
 - 4月1日現在、高等学校等に在学し、休学していません。
 - 高校生等が就学支援金の支給を受ける資格を有する者、または学び直し支援金の補助対象となる者、または専攻科修学支援金の補助対象となる者
- 注意: 早期申請の課税証明書は**令和7年度(令和6年分)の課税証明書**です



ここは全員
確認必須です

令和7年度(令和6年分)の保護者等全員の「道府県民税所得割及び市町村民税所得割」が非課税(保護者等全員の所得割額が0円)ですか?

いいえ

はい

給付対象です。

【専攻科・非課税世帯】

給付額 12,625円

うらの①区分の書類を[あつめてください](#)

保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が105,500円未満である世帯ですか(非課税世帯を除く)?

はい

給付対象です。

給付額 4,207円

(2,525円の場合もあります)

うらの②区分の書類を[あつめてください](#)

いいえ

保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が105,500円以上264,500円未満かつ扶養されている子が3人以上である世帯ですか?

はい

給付対象です。

給付額 3,157円

((2,525円の場合もあります)

うらの③区分の書類を[あつめてください](#)

いいえ

該当しません。
家計急変に該当する場合は、学校へご相談ください

【注意】

- 1つの家族に高校生等が2人以上いる場合の注意点
必ず高校生等それぞれが在学する高等学校等に申請してください。
- 保護者等が海外赴任等で日本に住所を有しておらず、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が確認できない場合は、対象外です。



先に、おもての世帯区分を確認してください

奈良県奨学給付金 必要書類のチェックシート



全員確認

- 黒のボールペンで、記入している（消えるボールペンは不可です）
- 申請書の上の日にちは、6月15日以降締切日までとなっている
- 申請書の【1】の全ての項目にチェック☑がついている
- 申請書の【5】以降の高校生等の状況に合う箇所にチェックしている

①区分

- 非課税世帯
- 申請書
 - 課税（非課税）証明書（保護者等全員分）
 - 口座振替申出書
 - 高校生等の国籍等を確認する書類

- 申請書の【3】の生計維持者等の所得に合う箇所にチェックしている
- 令和7年度（令和6年分）の課税証明書等で、県民税と市町村民税の所得割が保護者全員分非課税（0円）と記されている
- 口座振替申出書に必要事項を記入し、口座情報がわかるよう通帳のコピーを貼り付けている

②区分

- 保護者等全員の所得割の合算額が105,500円未満の世帯（非課税世帯を除く）
- 申請書
 - 課税（非課税）証明書（保護者等全員分）
 - 口座振替申出書
 - 高校生等の国籍等を確認する書類

- 申請書の【3】の生計維持者等の所得の状況に合う箇所にチェックしている
- 令和7年度（令和6年分）の課税証明書等で、県民税と市町村民税の所得割が条件に合致している
- 口座振替申出書に必要事項を記入し、口座情報がわかるよう通帳のコピーを貼り付けている

③区分

- 保護者等全員の所得割の合算額が105,500円以上264,500円未満の多子世帯
- 申請書
 - 口座振替申出書
 - 課税（非課税）証明書（保護者等全員分）
 - 扶養控除の人数が記載されていること
 - 扶養親族申告書
 - 高校生等の国籍等を確認する書類

- 申請書の【3】の生計維持者等の所得の状況に合う箇所にチェックしている
- 申請書の【4】の扶養している子の状況を記入している
- 令和7年度（令和6年分）の課税証明書等で、県民税と市町村民税の所得割が条件に合致している
- 扶養親族申告書に、3名の以上の扶養親族を記入している
- 課税（非課税）証明書には扶養人数が記載されている
- 口座振替申出書に必要事項を記入し、口座情報がわかるよう通帳のコピーを貼り付けている

口座振替注意点

- 口座の名義人は、申請者の氏名と同じである（※異なる場合は、申立書を作成してください→）

自分の希望する振込口座をメモしてください

※振込日までに口座の名義や口座を解約された場合、**振り込むことができませんので、学校へ連絡してください**

【申立書作成例】

申請者「奈良太郎」と口座名義の「飛鳥太郎」は同一人物であることを申し立てます。

4月20日奈良太郎



銀行

支店

様